平成２１年（フ）第１３６号
熊本県八代市西宮町1208、住民票上の住所熊本県八代市宮地町1727番地１
債務者　畑中　孝介
１　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２号
栃木県下都賀郡都賀町大字平川39番地
債務者　石田　　充
１　決定年月日時　平成22年１月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月22日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第４６号
東京都墨田区江東橋５丁目７―10―705
債務者　謝花　洋子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７３号
東京都墨田区堤通２丁目６－９―609
債務者　大畑　重孜
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７４号
東京都墨田区堤通２丁目６－９―609
債務者　大畑　静子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８８号
東京都世田谷区経堂４丁目10―17―202
債務者　田中　幸子（旧姓岡田）
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５１号
静岡市葵区南沼上１丁目５番１―40Ｃ号
債務者　中嶋かずめ
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９０３号
静岡市葵区北285番地の２　アーバン八木Ⅱ―102号
債務者　大石　恭嗣
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１４号
静岡県島田市志戸呂421番地の２
債務者　杉村　直彦
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４６９号
東京都江戸川区西葛西２丁目18番10―407号
債務者　林　　隆
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２０９号
青森県五所川原市十三深津246番地
債務者　山崎由加子
１　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
青森県五所川原市金木町芦野200番地355　芦野団地27号
債務者　松橋　知美
１　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月23日午後４時
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２４５号
青森県五所川原市大字七ツ館字虫流51番地33
債務者　長谷川ひとみ
１　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
青森県つがる市柏桑野木田鶴野７番地２　鶴野団地23号
債務者　澤田恵久子
１　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
静岡県焼津市大島367番地の３
債務者　青島　　亮
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月24日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部